五　既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第十四備考四の次に次のように加える。

五　制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

六　既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

（環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第十一条　環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

（温泉法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条　温泉法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年環境省令第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第四条第二項第一号中「ゆう出」を「湧出」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第五条、第八条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の二の二の改正規定、第九条、第十一条及び第十二条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第十条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第十条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第三十七条第二項ただし書の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同規則第三十七条第二項ただし書きの規定は、適用しない。

告　示

○総務省告示第四百九十五号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月三十日

総務大臣　川端　達夫

別表第一号74の項中「焼尻緑ヶ岡」を「焼尻緑ヶ丘」に、同号75の項中「天売富磯、焼尻白浜」を「焼尻白浜」に、「焼尻緑ヶ丘」を「焼尻緑ヶ岡」に、同号中

519	岡山県赤磐市（穂崎及び馬屋に限る。）、岡山市（北区（建部町、御津右上、御津伊田、御津宇甘、御津宇垣、御津鹿瀬、御津勝尾、御津金川、御津川高、御津北野、御津草生、御津国ヶ原、御津河内、御津虎倉、御津紙工、御津下田、御津新庄、御津高津、御津中牧、御津中山、御津中畑、御津野々口、御津平岡西、御津矢原、御津矢知、御津吉尾及び御津芳谷に限る。）、東区瀬戸町及び南区（福浜、奥迫川、片岡、川張、北七区、宗津、西畦、西紅陽台、松、西高崎、西七区、迫川、彦崎及び箕島に限る。）を除く。）、瀬戸内市邑久町（虫明、牛窓、長船、邑久郷、裳掛、豊原、福谷、山田庄、尾張、北島及び向山に限る。）、久米郡久米南町	86	
521	岡山県岡山市南区（奥迫川、片岡、川張、北七区、宗津、西紅陽台、西高崎、西七区、迫川及び彦崎に限る。）	8636	E
521	削除	削除	削除
531	岡山県岡山市北区（建部町、御津伊田、御津宇甘、御津宇垣、御津鹿瀬、御津勝尾、御津金川、御津川高、御津北野、御津草生、御津国ヶ原、御津河内、御津虎倉、御津紙工、御津下田、御津新庄、御津高津、御津中牧、御津中畑、御津中山、御津野々口、御津平岡西、御津矢原、御津矢知、御津吉尾及び御津芳谷に限る。）、加賀郡吉備中央町（上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川を除く。）、久米郡（美咲町（上口、江与味、北、小山、里、栃原、中、垪和、西、西川、西川上、西垪和、東垪和及び南に限る。）及び久米南町に限る。）	867	D E
531	岡山県加賀郡吉備中央町（上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川を除く。）、久米郡美咲町（上口、江与味、北、小山、里、栃原、中、垪和、西、西川、西川上、西垪和、東垪和及び南に限る。）	867	D E
538―2	岡山県赤磐市（穂崎及び馬屋を除く。）、岡山市東区瀬戸町、久米郡美咲町（飯岡及び高下に限る。）	86	C D E
538―2	岡山県赤磐市（穂崎及び馬屋を除く。）、久米郡美咲町（飯岡及び高下に限る。）	86	C D E

を

519	岡山県赤磐市（穂崎及び馬屋に限る。）、岡山市（南区（植松、西畦及び箕島に限る。）を除く。）、瀬戸内市邑久町（福山、大富、北島及び向山に限る。）、久米郡久米南町	86	C D E
521	岡山県岡山市南区（奥迫川、片岡、川張、北七区、宗津、西紅陽台、西高崎、西七区、迫川及び彦崎に限る。）	8636	E
521	削除	削除	削除
531	岡山県岡山市北区（建部町、御津伊田、御津宇甘、御津宇垣、御津鹿瀬、御津勝尾、御津金川、御津川高、御津北野、御津草生、御津国ヶ原、御津河内、御津虎倉、御津紙工、御津下田、御津新庄、御津高津、御津中牧、御津中畑、御津中山、御津中泉、御津野々口、御津平岡西、御津矢知、御津矢原、御津吉尾及び御津芳谷に限る。）、加賀郡吉備中央町（上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川を除く。）、久米郡（美咲町（上口、江与味、北、小山、里、栃原、中、垪和、西、西川、西川上、西垪和、東垪和及び南に限る。）及び久米南町に限る。）	867	D E
531	岡山県加賀郡吉備中央町（上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川を除く。）、久米郡美咲町（上口、江与味、北、小山、里、栃原、中、垪和、西、西川、西川上、西垪和、東垪和及び南に限る。）	867	D E
538―2	岡山県赤磐市（穂崎及び馬屋を除く。）、岡山市東区瀬戸町、久米郡美咲町（飯岡及び高下に限る。）	86	C D E
538―2	岡山県赤磐市（穂崎及び馬屋を除く。）、久米郡美咲町（飯岡及び高下に限る。）	86	C D E

に、

519	岡山県赤磐市（穂崎及び馬屋に限る。）、岡山市（南区（植松、西畦及び箕島に限る。）を除く。）、瀬戸内市邑久町（福山、大富、北島及び向山に限る。）、久米郡久米南町	86	C D E
521	岡山県岡山市南区（奥迫川、片岡、川張、北七区、宗津、西紅陽台、西高崎、西七区、迫川及び彦崎に限る。）	8636	E
521	削除	削除	削除
531	岡山県岡山市北区（建部町、御津伊田、御津宇甘、御津宇垣、御津鹿瀬、御津勝尾、御津金川、御津川高、御津北野、御津草生、御津国ヶ原、御津河内、御津虎倉、御津紙工、御津下田、御津新庄、御津高津、御津中牧、御津中畑、御津中山、御津中泉、御津野々口、御津平岡西、御津矢知、御津矢原、御津吉尾及び御津芳谷に限る。）、加賀郡吉備中央町（上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川を除く。）、久米郡（美咲町（上口、江与味、北、小山、里、栃原、中、垪和、西、西川、西川上、西垪和、東垪和及び南に限る。）及び久米南町に限る。）	867	D E
531	岡山県加賀郡吉備中央町（上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川を除く。）、久米郡美咲町（上口、江与味、北、小山、里、栃原、中、垪和、西、西川、西川上、西垪和、東垪和及び南に限る。）	867	D E
538―2	岡山県赤磐市（穂崎及び馬屋を除く。）、岡山市東区瀬戸町、久米郡美咲町（飯岡及び高下に限る。）	86	C D E
538―2	岡山県赤磐市（穂崎及び馬屋を除く。）、久米郡美咲町（飯岡及び高下に限る。）	86	C D E

を

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第一号519の項、521の項、531の項及び538―2の項の改正規定は、平成二十五年五月一日から施行する。

○財務省告示第三百九十一号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の一部の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の四第一項の規定に基づき、課税価格を基準とする特別緊急関税に係る発動基準価格を定める件（平成七年三月大蔵省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十一月三十日

財務大臣　安住　淳

本則中「及び同法別表第一の七」を削る。

表三五の項中「四七円七〇銭」を「八七円九四銭」に改める。

表三六の項中「八七円九四銭」を「四七円七〇銭」に改める。

表四一の項中「一一一円八一銭」を「一一四円二銭」に改める。

表四二の項中「一一四円二銭」を「一一一円八一銭」に改める。

表四三の項中「一一六円八九銭」を「一一九円一四銭」に改める。

表四四の項中「一一九円一四銭」を「一一六円八九銭」に改める。